

手順書:動脈血液ガス分析関連

22. 直接動脈穿刺法による採血(6)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(呼吸状態、努力呼吸の有無等)及び検査結果(経皮的動脈血酸素飽和度(SpO_2)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 何らかの原因で経皮的酸素飽和度(SpO_2)の測定が適切に実施できない場合
2. 酸素濃度の低下が疑われる場合
3. 二酸化炭素濃度の高値が疑われる場合
4. 重篤な酸・塩基平衡障害(代謝性アシドーシスなど)が疑われる場合
5. 呼吸回数の増加が認められた場合
6. 現在の呼吸状態の評価を行う場合

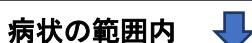


【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識レベルの低下がある
- 末梢循環不全の徴候がみられる
- 呼吸数 20 回/分以上あるいは努力呼吸やリズム異常がみられる
- 経皮的酸素飽和度が測定不可あるいは $\text{SpO}_2 \leq 91\%$ を示す
- 上記病状の範囲の経過観察

病状の範囲外

不安定であり、緊急性あり
担当医 PHS、携帯電話に直接連絡を行う。



【診療の補助の内容】

直接動脈穿刺法による採血
上腕動脈穿刺では神經損傷、大腿動脈穿刺では 深部の血腫形成に十分留意して実施すること。



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識レベルの変化
- バイタルサインの変化
- 穿刺する動脈部位の変化
- 経皮的酸素飽和度の著しい低下
- 呼吸状態の悪化

どれか一項目でもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- 穿刺した動脈の触知状態と血腫形成の有無
- 出血傾向の有無

異常の場合、担当医
PHS、携帯電話に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医のPHSもしくは携帯電話
必要時は当直医師PHSへ連絡



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医PHSに直接連絡(必要時)
2. 診療記録への記載